

二、全従業員ニ對シテ左ノ保証額ヲ支給ス

従来ノ祝儀總數ヲ十二時間勤務ニ對スル日給ヲ仮定シ其ノ

八割ヲ十時間勤務ニ對スル日給額ヲ定メ是ヲ以テ保証額トス

三、保証額ハ各自ノ成績ニヨリ年二回改訂スルコト

四、残業委員會ハ五割増トスルコト、即チ一時間一歩五割ト計算ス

五、賃報ノ計算法ヲ改訂スルコト

六、勤務空時間ハ十時間トシ残業ニ時間ヲ必不就業スルコト

七、三十日ノ給料支拂日ニハ二十五日迄ノ工數ニ對スル保証額ヲ

支拂フコト

八、會社ノ都合ニ依リ休業ノ際ハ五割増ノ支給額トスルコト

九、女工以外ノ者ニシテ一ヶ月以上ノ欠勤ハ一月四十元未満ノ増勤者

ニハ月差系ノ増勤手前ヲ支給スルコト

一〇、衛生設備ヲ完全ニスルコト  
(イ) 履衣場ノ設備 (ロ) 倉庫ノ改善 (ハ) 女工全部ニ兩分羽ヲ貸与スルコト

二、勞働組合加入ノ自由ヲ認メルコト

三、今回ノ争議ニ對シテハ犠牲者ヲ出ササルコト

三、争議中ノ日給ヲ支拂ハサルコト

四、破工賃報ハ總テ請負制度トシ工賃ハ従前通ノ單價ニヨリ出来

高拂トス

五、争議費用トシテ會社ヨリ一割ヲ支出スルコト

右及申(通)報候也

(以上)